

世田谷区発達支援親子グループ事業専門支援員(育休代替)

会計年度任用職員募集要領

1. 採用職種・採用予定人数

発達支援親子グループ事業専門支援員(育休代替) 1名

2. 主な職務

子どもの発達に不安を感じている保護者と、そのお子さんを対象とした「発達支援親子グループ」を担当します。

(1) 発達支援親子グループ事業の普及・啓発に関すること。

遊びを通じて保護者が関わり方のヒントを見いだせるよう、専門的視点から支援を行います。また、本事業の意義を関係機関へ発信、連携を図りながら、事業の普及・啓発に努めます。

(2) 発達支援親子グループ事業の運営に関すること。

他職種と協働し、親子一人ひとりの状態やニーズに応じた活動を企画・運営します。親子の状態把握や必要に応じた個別支援、保護者が集まって話をする時間の運営を担い、グループ終了後にはフォロー面接を行います。保護者が「気付き」を得て子どもへの理解を深め、親子それぞれが次のステップへ進めるよう伴走します。

(3) その他子育て支援事業及び発達支援親子グループ事業に関し、所属長の指示する事項。

3. 応募資格

以下の要件を全て満たす者。

(1) 専門支援員(育休代替)の職務を遂行するために、発達障害児等に対する支援について相当の経験及び知識を有すると認められる者

(2) 公認心理師、臨床心理士若しくは臨床発達心理士の資格を有する者又はそれと同等の資格を有すると認められる者

(3) 対人折衝能力に長けており、健康で職務に意欲のある者

なお、地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者。

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)。

4. 勤務条件

- (1)任用期間 採用日～令和9年3月31日
※採用日は、応募締切日から2か月後の月の1日とします。
- (2)勤務日数 月16日(原則として、日曜日・祝日が休みです。)
- (3)勤務時間 1日7時間 9時から17時まで(休憩時間は、原則12時から13時)
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給します。
- (4)勤務場所 世田谷区立子ども・子育て総合センター
住所:世田谷区宮坂3-15-15(小田急線経堂駅徒歩7分)
- (5)報酬 報酬 月額286,046円(地域手当相当分含む。)
通勤手当 月額55,000円を上限に実費支給します。
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。
期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合、期末・勤勉手当を支給します。
- (6)社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- (7)公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8)休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9)身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)
- (10)その他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
②勤務場所は、敷地内禁煙です。

5. 選考方法及び日程

(1)第一次選考

方法:書類選考(採用選考申込書、資格者証(写し)をもとに選考する)

提出書類:①採用選考申込書(兼履歴書)

②資格者証(写し)

③勤務経歴等確認票

提出先:世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課

(世田谷区役所 西棟3階 304番窓口)

電話 03-5432-2569

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33

申込締切日:毎月22日 午後5時必着

※22日が土日祝日の場合は、その直前の平日をもって申込期間とする。

※採用に至った時点で募集を終了する。

申込方法:期限までに上記提出書類を持参又は郵送により提出してください。

〈郵送による申し込みの場合〉

封筒に赤字で「採用選考申込」と明記し、送付してください。なお、郵便による送付の際の事故については、責任を負いません。

〈持参による申し込みの場合〉

土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時までに上記窓口へお越しください。

結果通知予定日：各月の申込期間締切日から 5 営業日目前後に通知する予定

※採用選考申込書に写真漏れ、記入漏れ、事実相違があった場合は不合格とします。

※ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

(2)第二次選考(詳細は第一次選考の合格通知の際にお知らせします)

方 法：面接選考(人物並びに職務に関連する経験及び知識についての個別面接)

面接予定日：概ね各月の申込期間締切日から 14 営業日目前後を予定

結果通知予定日：面接終了後、翌営業日を目途に結果を通知する予定

※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

※ 『世田谷区発達支援親子グループ事業専門支援員(育休代替)会計年度任用職員採用選考申込書(兼履歴書)』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、世田谷区発達支援親子グループ事業専門支援員(育休代替)採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

6. 問い合わせ先

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当

(世田谷区役所西棟3階 304番窓口)

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33

電話 03-5432-2569

F A X 03-5432-3081